

尾張旭市制50周年啓発物作成等委託業務  
公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、尾張旭市（以下「市」という。）が受託者に委託する「尾張旭市制50周年啓発物作成等委託業務」（以下「本業務」という。）の実施に当たり、公募型プロポーザルに参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 実施目的

本プロポーザルは、民間の企画力や創造性を活用した市制50周年の啓発を行うための業務委託であり、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提案された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

尾張旭市制50周年啓発物作成等委託業務

(2) 業務目的

市制50周年事業のテーマである「ともにつながろう あさひの歩み・いま・未来」の実現に寄与する啓発を行い、本市への愛着を醸成することを目的とする。

(3) 業務内容

市民や来訪者を対象に、本市の姿勢50周年を広く周知し、市制50周年記念事業のテーマである「ともにつながろう あさひの歩み・いま・未来」の実現に寄与する啓発をおこなう。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日（水）

(5) 留意事項

ア 啓発の方法は、市制50周年を記念する特別感があるものであれば、啓発物の作成にとらわれることなく、幅広く提案ができるものとする。

イ 本市は、尾張旭駅周辺、印場駅周辺、旭前駅周辺、市役所駐車場及び新池交流館ふらっとで街灯フラッグの掲出を実施するほか、市内の店舗等に卓上のぼりの掲出の依頼を予定しているため、提案内容との重複がないよ

う十分に留意すること。

#### 4 見積限度額

500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ 契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※ 参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

#### 5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 納税義務者にあつては、国税又は地方税について滞納していない者であること。

#### 6 選定日程

| 内容         | 日時                                 |
|------------|------------------------------------|
| 公募開始       | 令和2年10月22日（木）                      |
| 質問受付期間     | 令和2年10月22日（木）から<br>令和2年10月28日（水）まで |
| 質問回答期日     | 令和2年10月30日（金）                      |
| 参加表明書等提出期限 | 令和2年11月6日（金）                       |
| 企画提案書提出期限  | 令和2年11月11日（水）                      |
| 審査結果通知     | 令和2年11月18日（水） 予定                   |
| 事前協議       | 別途通知                               |
| 契約締結       | 令和2年11月下旬-                         |

#### 7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）

- (3) 団体概要（様式3）
- (4) 業務実績（様式4）
- (5) 業務実施体制（様式5）
- (6) 質問書（様式6）
- (7) 辞退届（様式7）

## 8 質疑応答等

### (1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式6）に記入し、企画部企画課に令和2年10月28日（水）午後3時までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

### (2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和2年10月30日（金）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

## 9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

### (1) 提出書類

参加表明書（様式1）：原本1部

### (2) 提出先

尾張旭市役所企画部企画課

### (3) 提出方法

持参、郵送又はメール

### (4) 提出期限

令和2年11月6日（金）午後3時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

### (5) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

## 10 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式2）：1部
  - イ 企画提案書（様式任意）：1部
  - ウ 参考見積書（様式任意）：1部
  - エ 団体概要（様式3）：1部
  - オ 業務実績（様式4）：1部
  - カ 業務実施体制（様式5）：1部
- (2) 提出書類に関する留意事項
- ア 企画提案書の様式規格は、A4規格・縦とし、3ページ以内で提案の意図を明確に伝えること。
  - イ 文字サイズは、11ポイント以上とすること。
  - ウ 図、絵、写真等の使用は可とする。
  - エ 企画提案書の基本的な内容
    - 以下の事項についての提案を含め、簡潔（事項順）に記載すること。
    - (ア) 基本的な考え方及びコンセプト
    - (イ) 具体的な啓発手法
    - (ウ) 参加者ならでの工夫
- (3) 提出先  
尾張旭市役所企画部企画課
- (4) 提出方法  
持参、郵送又はメール
- (5) 提出期限  
令和2年11月11日（水）午後3時まで（必着）
- ※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

## 1.1 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式7）を担当課窓口へ直接持参すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

## 1.2 審査方法

- (1) 審査委員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。  
なお、配点は、企画提案90点、価格提案10点の100点とする。
- (2) 審査結果の通知・公表  
審査結果は、参加者全員に対し速やかにメールにて通知する。また、通知後、参加者名及び審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。
- (3) その他

ア 審査の結果、合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該事項が同数の場合には、審査委員間における合意の上、総合順位を決定するものとする。

イ 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けない。

### 1.3 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

なお、最も優れた提案を行ったと認められる事業者が契約の締結を拒否した場合、前記1.2の企画提案書の審査における次順位の事業者を最も優れた提案を行ったと認められる事業者とみなす。

### 1.4 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

### 1.5 連絡先

尾張旭市役所企画部企画課政策調整係

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話 : 0 5 6 1 - 7 6 - 8 1 0 5

F A X : 0 5 6 1 - 5 2 - 5 1 6 6

電子メール : [kikaku@city.owariasahi.lg.jp](mailto:kikaku@city.owariasahi.lg.jp)